

## お客さま情報の定期的な確認に関するご協力をお願い

近年、国際社会において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。各金融機関では、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、一層の対策強化が求められております。

この対策の一環として、既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お取引の目的など、お客さまに関する情報を定期的に確認させていただき取組みを順次行っております。

お客さまの大切な資産を引き続きお預かりし、安心・安全にお取引いただくための重要な取り組みにご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### （ご参考）

金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

全国信用組合中央協会ホームページ「信用組合をご利用のお客さまへのお知らせ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

### 《詐欺にご注意ください！！》

当組合では、お客さまの暗証番号、インターネットバンキングのログインID・パスワード等を電子メールやショートメッセージ（SMS）でお尋ねすること、Webサイトに誘導したうえで暗証番号等の入力を求めることは一切ございません。金融機関や警察、銀行協会等を騙る詐欺にご注意ください。

### よくあるご質問

Q. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策とは何ですか？

A. マネー・ローンダリングとは、犯罪や違法な方法・行為で得た資金を、架空または他人名義の口座を利用し送金を繰り返すことで、出所をわからなくし捜査機関による犯罪収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいいます。

また、テロリストなどへ資金援助することを目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用する行為など、金融機関はこれらの犯罪行為に対して有効な防止策をとる必要があります。

Q. 回答しなければならないのですか？

A. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取組みについては、金融庁から 2018 年 2 月にガイドラインが公表されるなど、近年その重要性が急速に高まっております。ガイドラインに基づきお客さまの情報の確認を行っております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

Q. 回答を拒んだ場合に不都合が生じますか？

A. 現時点では、不都合が生じることはありませんが、将来的な対応は未定となっております。

本取組みにご理解をいただき、健全な金融システムを構築することで、お客さまに安全にお取引いただけるように努めております。

Q. 確認が必要なのは、疑われているということでしょうか？

A. 当組合をご利用いただいているお客さまに、定期的に情報を確認させていただくもので、お取引の内容や状況等に応じてご案内する時期が異なります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客さまにご協力をお願いしているものです。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。



朝日新聞信用組合